

【 E T C車載器について 】

UC 法人 ETC カード（青色のカード）は、どの車両でも利用することが出来ますが、利用する車両（自動車検査証の情報）とその車に搭載されている ETC 車載器の情報は一致しなければなりません。

（緑色の ETC コーポレートカードは、カードに記載された車両でのみご利用ください。）

ご利用の ETC 車載器は正しくセットアップされていますか？

下記の場合は、ETC 車載器の再セットアップが必要です。

1. ETC 車載器が付いた車を購入し、そのまま乗っている。
2. 廃車又は売却した車の ETC 車載器を取り外し、他の車両に取り付けた。
3. 車両の使用本拠の位置を変更（ナンバー変更）した。（広島で利用していた車を山口で利用するため広島ナンバーから山口ナンバーに変更した場合など）
4. 車は買い替えたが、ナンバーの下四桁の数字は同じ番号にした。
（広島 330 あ 88-88 が 広島 331 い 88-88 に変更になった場合など）
5. 希望ナンバー等の取得により、ナンバーだけ変更（番号変更）した。
6. けん引装置を取付けたなど構造変更した。

☆上記に該当する場合や不明な場合は、ETC 車載器販売店又は ETC セットアップマークのある最寄りのセットアップ店にご相談ください。

ご注意！

* ETC を利用する際は、ETC システム利用規定を遵守しなくてはなりません。セットアップ情報と車両情報が異なった状態で ETC を利用することは ETC システム利用規定に違反します。また、各道路会社が定めた通行方法にも違反することになり、悪質な利用と判断された場合は不正通行車両とみなされます。